

岡崎市週休2日モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、岡崎市では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

(定義)

第2条 週休2日モデル工事（以下「モデル工事」という。）とは、対象期間において、曜日及び理由にかかわらず休工とした日の日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の工事をいう。

2 対象期間とは、現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（片付け期間は含まない。）までとする。ただし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間は除くものとする。

(対象工事)

第3条 岡崎市の発注工事で、令和4年4月1日以降に新規に契約する次に掲げる工事を対象とする。ただし、建築工事及び設備工事並びにこれらに関連する工事を除く。

(1) 発注者指定型

次に掲げる条件を全て満たす工事の中から指定する。

- ア 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- イ 設計金額が1,000万円以上の工事
- ウ 緊急性がない工事

(2) 受注者希望型

発注者指定型以外の対象期間が90日以上工事とする。ただし、災害復旧工事等発注者がモデル工事になじまないと判断した工事を除く。

(取組内容)

第4条 モデル工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型

受注者は、施工計画書の提出時に、休工計画表（別紙1）（以下「計画表」という。）を発注者に提出し、確認を得る。

(2) 受注者希望型

ア 受注者は、モデル工事に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、計画表を作成し、発注者と協議する。

イ 発注者は、アの協議があった場合には、計画表を確認し、当該工事がモデル工事として可能か判断し、回答する。

2 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

(実施報告)

第5条 受注者は、計画表に休工状況を記入し、前月までの状況を毎月5日までに発注者に提出しなければならない。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、発注者は、これを確認する。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、モデル工事の取組を推進するため、対象期間内の休工日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の場合には、次により補正を行うものとする。

(1) 補正率

次に掲げる補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

ア 労務費 1.05

イ 機械経費（賃料） 1.04

ウ 共通仮設費率 1.04

エ 現場管理費率 1.06

(2) 補正方法等

ア 発注者指定型

当初設計から対象期間内の休工日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を確認後、未達成となった場合は、補正分を減額し、変更契約するものとする。

イ 受注者希望型

休工状況を確認後、変更設計時に補正係数を乗じ、変更契約するものとする。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の休工日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の場合には、当該工事の工事成績評定で加点評価するものとする。

2 発注者は、対象期間内の休工日数の割合が28.5%未満の場合であっても、工事成績評定の減点を行わないものとする。

(取組証の発行)

第8条 発注者は、前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、速やかに受注者に対して週休2日モデル工事取組証（様式1）を発行するものとする。

(工事名)

第9条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記す

る。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。